

令和2年9月4日招集

令和2年 第7回(9月)

佐渡市議会定例会議案

佐 渡 市

目 次

議案第106号	専決処分の承認を求めることについて（令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について）	1
議案第107号	専決処分の承認を求めることについて（令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）について）	3
議案第108号	専決処分の承認を求めることについて（令和2年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について）	5
議案第109号	佐渡市入湯税条例等の一部を改正する条例の制定について	7
議案第110号	佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11
議案第111号	佐渡市空家等の適切な管理に関する条例の制定について	13
議案第112号	公有水面埋立てに係る意見について（両津夷地内）	19
議案第113号	消防指令システム改修工事請負契約の締結について	20
議案第114号	損害賠償の額を定めることについて	21
議案第115号	佐渡市辺地総合整備計画（令和元年度～令和3年度）の変更について	22
議案第116号	令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第10号）について	23
議案第117号	令和2年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について	23

議案第118号	令和2年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	23
議案第119号	令和2年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）について	23
議案第120号	令和2年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）について	23
議案第121号	令和2年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）について	23
議案第122号	令和2年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）について	23
議案第123号	令和2年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）について	23
議案第124号	令和2年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第1号）について	23

議案第106号

専決処分の承認を求めることについて（令和2年度佐渡市一般会計
補正予算（第8号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙の
とおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を
求める。

令和2年9月4日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

専決第10号

専決処分書

令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年7月22日

佐渡市長

渡辺 竜五

（予算書別紙添付）

議案第107号

専決処分の承認を求めることについて（令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年9月4日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

専決第11号

専決処分書

令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年7月28日

佐渡市長

渡辺 竜五

（予算書別紙添付）

議案第108号

専決処分の承認を求めることについて（令和2年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年9月4日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

専決第12号

専決処分書

令和2年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年7月28日

佐渡市長

渡辺 竜五

（予算書別紙添付）

議案第109号

佐渡市入湯税条例等の一部を改正する条例の制定について

佐渡市入湯税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年9月4日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市入湯税条例等の一部を改正する条例

(佐渡市入湯税条例の一部改正)

第1条 佐渡市入湯税条例（平成16年佐渡市条例第66号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(佐渡市督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第2条 佐渡市督促手数料及び延滞金徴収条例（平成16年佐渡市条例第69号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(佐渡市介護保険条例の一部改正)

第3条 佐渡市介護保険条例（平成16年佐渡市条例第214号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(佐渡市営住宅条例の一部改正)

第4条 佐渡市営住宅条例（平成16年佐渡市条例第283号）の一部を次のように改正する。

第19条の2中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定

する平均貸付割合をいう。）」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(佐渡市営定住促進住宅条例の一部改正)

第5条 佐渡市営定住促進住宅条例(平成16年佐渡市条例第285号)の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(佐渡市特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第6条 佐渡市特定公共賃貸住宅条例(平成16年佐渡市条例第286号)の一部を次のように改正する。

第17条第4項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(佐渡市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第7条 佐渡市下水道事業受益者負担に関する条例(平成16年佐渡市条例第288号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(佐渡市医療技術者奨学資金貸与条例の一部改正)

第8条 佐渡市医療技術者奨学資金貸与条例(平成16年佐渡市条例第300号)の一部を次のように改正する。

附則第4項を削る。

(佐渡市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第9条 佐渡市後期高齢者医療に関する条例(平成20年佐渡市条例第17号)の一部を次のように改正する。

附則第4条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の佐渡市入湯税条例附則第2条の規定、第2条の規定による改正後の佐渡市督促手数料及び延滞金徴収条例附則第3項の規定、第3条の規定による改正後の佐渡市介護保険条例附則第6項の規定、第4条の規定による改正後の佐渡市営住宅条例第19条の2の規定、第5条の規定による改正後の佐渡市営定住促進住宅条例第8条第4項の規定、第6条の規定による改正後の佐渡市特定公共賃貸住宅条例第17条第4項の規定、第7条の規定による改正後の佐渡市下水道事業受益者負担に関する条例附則第2項の規定及び第9条の規定による改正後の佐渡市後期高齢者医療に関する条例附則第4条の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議案第110号

佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年9月4日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年佐渡市条例第57号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に対処するための手当の特例）

- 3 職員が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下この項において同じ。）から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る次に掲げる作業に従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第5条の規定は適用しない。
- (1) 新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者（以下この項において「患者等」という。）に接して行う作業又は患者等が使用した物件を処理する作業（次号に掲げる作業を除く。）
- (2) 患者等の身体に接触し、又は患者等に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業
- 4 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次のとおりとする。

作業の区分	手当の額
前項第1号に掲げる作業	3,000円
前項第2号に掲げる作業	4,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例附則第3項及び第4項の規定は、令和2年2月1日から適用する。

議案第111号

佐渡市空家等の適切な管理に関する条例の制定について

佐渡市空家等の適切な管理に関する条例を次のとおり制定する。

令和2年9月4日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市空家等の適切な管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、適切な管理が行われていない空家等が地域の防犯、防災、衛生、景観等の市民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、市及び空家等の所有者等の責務を明らかにするとともに、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適切な管理について必要な事項を定めることにより、市民が安全で安心して暮らすことができる生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、この条例に特段の定めのない限り、法において使用する用語の例による。

(当事者間における解決の原則)

第3条 空家等に関し生ずる問題は、当該問題の当事者間において解決を図ることを原則とする。

(空家等の所有者等の責務)

第4条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、その所有し、又は管理する空家等が周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、常に自らの責任において当該空家等を適切に管理しなければならない。

2 空家等の所有者等は、自ら利用する見込みのない空家等を移住及び定住等の促進又は地域の活性化に資するため有効活用するよう努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、法第6条第1項に規定する空家等対策計画を定め、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、市が実施する空家等に関する施策に協力するとともに、

空家等の発生の予防に努めなければならない。

2 市民は、適切な管理が行われていない空家等を発見したときは、速やかに市に情報を提供するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者（市内で不動産業、建設業その他の空家等の管理及び活用に関連する事業を営む者をいう。）は、市が実施する空家等に関する施策に協力するとともに、空家等及び空家等の跡地の活用及び流通の促進に努めるものとする。

(地域団体等の役割)

第8条 集落等の自治組織その他の地域団体は、その地域における空家等の状況及びその所有者等に関する情報の把握その他空家等の活用等の推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(立入調査)

第9条 市長は、法第9条に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に現地に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2 市長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者に立入調査をさせようとするときは、その5日前までに、空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により立入調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪調査のために認められたものと解釈してはならない。

(緊急措置)

第10条 市長は、空家等が市民の生命、身体又は財産に危害を与え、若しくは与える恐れがあると認められる場合であって、かつ、これらの保護のために緊急に措置を行う必要があると認められるときは、その損害を予防し、若しくはその拡大を防ぐために必要な最小限度の措置(以下「緊

急措置」という。)を自ら行い、又は委任した者に行わせることができる。

2 市長は、緊急措置を行ったときは、当該空家等の所在地及び当該措置の内容を当該空家等の所有者等に通知するものとする。ただし、当該空家等の所有者等を確知することができないときは、公告するものとする。

3 第1項の規定により緊急措置を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 市長は、第1項の規定により緊急措置を行ったときは、当該措置に要した費用を当該空家等の所有者等から徴収することができる。

(軽微な措置)

第11条 前条(第2項を除く。)の規定は、市長が空家等について、解放されている窓の閉鎖、飛散物の除去その他の必要最小限の軽微な措置を行うことにより、周辺における生活環境への悪影響を除去し、又は軽減することができる場合において、当該空家等の所有者等がやむを得ない事情により自ら軽微な措置を行うことができないと認めるときについて準用する。

(関係行政機関等との連携)

第12条 市長は、この条例の目的を達成するため、市の区域を管轄する警察、消防その他関係行政機関及び集落等の自治組織(以下「関係行政機関等」という。)と連携し、必要があると認めるときは、関係行政機関等の長に対し、情報の提供その他必要な協力を要請することができる。

(空家等対策協議会の設置)

第13条 法第7条第1項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、佐渡市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第14条 協議会は、法第7条第1項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 特定空家等の認定に関すること。
- (2) 特定空家等の所有者等に対する措置に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、空家等対策の推進に関すること。

2 市長は、次の各号に掲げる処分等を行おうとするときは、あらかじめ協議会の意見を聴かなければならない。

(1) 法第14条第2項の規定による勧告

(2) 法第14条第3項の規定による命令

(3) 法第14条第9項又は第10項の規定による代執行

(組織等)

第15条 協議会は、市長及び委員10人以内をもって組織し、委員は、空家等の適切な管理及び活用に関し識見を有する者のうちから市長が任命する。

2 協議会に会長及び委員長を置き、会長は市長をもって充て、委員長は、委員のうちから市長が指名する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 会長は、会務を総理し、委員長は、会長を補佐する。

(会議等)

第16条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数を持って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(専門部会)

第17条 協議会に、専門の事項(空家等の状況や悪影響の程度、危険度の切迫性及び具体的な措置の内容等)を協議するため、専門部会を置く。

2 専門部会は、協議会の委員及び市関係部署の職員のうちから会長が指名する専門委員で組織する。

(守秘義務)

第18条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定め、その他この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第112号

公有水面埋立てに係る意見について（両津夷地内）

下記地先の公有水面埋立てについて、新潟県知事から意見を求められたので、異議のない旨答申することについて、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第4項の規定により議会の議決を求める。

記

1 埋立位置

新潟県佐渡市両津夷372番地5の西側に接する公有水面

2 埋立面積

548.69㎡

3 埋立地の用途

漁港施設用地

4 埋立てに関する工事の施行に要する期間

着手の日から2年

令和2年9月4日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第113号

消防指令システム改修工事請負契約の締結について

下記のとおり契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 消防指令システム改修工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 214,500,000円
- 4 契約の相手方 住 所 新潟市中央区明石1丁目6-6
社 名 NEC ネットエスアイ(株)新潟支店
代表者 支店長 佐藤 俊一

令和2年9月4日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第114号

損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 損害賠償の相手方 市内男性
 - 2 損害賠償の額 4,773,938円
 - 3 事故の概要
 - (1) 事故発生日 平成30年3月12日 午前10時頃
 - (2) 事故の発生場所 佐渡市米郷地内
 - (3) 事故の状況 市道に設置されている防護柵が劣化していたため、相手方が防護柵に手を掛けた際に破損し、相手方が転落し負傷したもの
- 過失割合 佐渡市 80%
相手方 20%

令和2年9月4日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第115号

佐渡市辺地総合整備計画(令和元年度～令和3年度)の変更について

佐渡市辺地総合整備計画(令和元年度～令和3年度)の変更について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和2年9月4日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

(佐渡市辺地総合整備計画書(令和元年度～令和3年度)(第2次変更)
別紙添付)

- 議案第116号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第10号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第117号 令和2年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
について
（予算書別紙添付）
- 議案第118号 令和2年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1
号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第119号 令和2年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）につ
いて
（予算書別紙添付）
- 議案第120号 令和2年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）につ
いて
（予算書別紙添付）
- 議案第121号 令和2年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）
について
（予算書別紙添付）
- 議案第122号 令和2年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第123号 令和2年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第124号 令和2年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第1号）につ
いて
（予算書別紙添付）

再生紙を使用しています。

古紙リサイクルにご協力をお願いします。

議案第106号

《令和2年度 佐渡市一般会計補正予算（第8号）概要》

1. 補正予算について

- ・梅雨前線の影響により7月14日から16日にかけて発生した局地的な大雨被害に係る災害復旧経費を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	51,723,978
補正額	82,160
累計予算額	51,806,138

3. 財源内訳

(単位：千円)

繰入金 82,160

4. 補正項目

(単位：千円)

○農地農業用施設災害復旧事業【農林水産課】

補正額：38,160

- ・農地単独災害復旧事業

(補正額：4,960)

災害応急復旧工事 2箇所

小規模災害復旧事業補助金 17箇所

- ・令和2年災農地・農業用施設災害復旧事業

(補正額：33,200)

測量設計業務委託料 10箇所

災害応急復旧工事 1箇所

○林業施設災害復旧事業【農林水産課】

補正額：11,000

- ・林業施設単独災害復旧事業

(補正額：3,000)

災害応急復旧作業委託料 12箇所

- ・令和2年災林業施設災害復旧事業

(補正額：8,000)

測量設計業務委託料 1箇所

○土木施設災害復旧事業【建設課】

補正額：33,000

- ・土木施設単独災害復旧事業

(補正額：17,000)

災害応急復旧作業委託料 12箇所

測量設計業務委託料 1箇所

災害応急復旧工事 12箇所

- ・令和2年災公共土木施設災害復旧事業

(補正額：16,000)

測量設計業務委託料 3箇所

災害応急復旧工事 1箇所

議案第107号

《令和2年度 佐渡市一般会計補正予算（第9号）概要》

1. 補正予算について

- ・梅雨前線の影響により7月27日から28日にかけて発生した局地的な大雨被害に係る災害復旧経費等を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	51,806,138
補正額	87,000
累計予算額	51,893,138

3. 財源内訳

(単位：千円)

分担金及び負担金	1,000
県支出金	3,500
繰入金	82,500

4. 補正項目

(単位：千円)

○小規模急傾斜地崩壊防止事業【建設課】

補正額：7,000

- 測量設計業務委託料 1箇所
- 小規模急傾斜地崩壊防止工事 1箇所

○土木施設災害復旧事業【建設課】

補正額：80,000

- ・土木施設単独災害復旧事業

(補正額：35,000)

- 災害応急復旧作業委託料 19箇所
- 測量設計業務委託料 1箇所
- 災害応急復旧工事 16箇所

- ・令和2年災公共土木施設災害復旧事業

(補正額：45,000)

- 測量設計業務委託料 6箇所
- 災害応急復旧工事 1箇所
- 県営事業負担金 2箇所

議案第108号

《令和2年度 佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）概要》

1. 補正予算について

- ・梅雨前線の影響により7月28日に発生した赤泊（上川茂）地区での大雨被害に係る災害復旧経費等を計上

2. 予算規模

（単位：千円）

資本的収入

補正前の額	1,259,363
補正額	7,000
累計予算額	1,266,363

資本的支出

補正前の額	2,021,320
補正額	7,000
累計予算額	2,028,320

3. 財源内訳

（単位：千円）

災害復旧事業債	3,500
国庫補助金	3,500

4. 補正項目

（単位：千円）

○資本的収入

補正額：7,000

・企業債

（補正額：3,500）

災害復旧事業債

・国庫補助金

（補正額：3,500）

災害復旧費補助金

○資本的支出

補正額：7,000

・施設改良費

（補正額：7,000）

災害復旧工事費（応急復旧工事1箇所）

議案第 1 1 6 号

《令和 2 年度 佐渡市一般会計補正予算（第 10 号）概要》

1. 補正予算について

- ・新型コロナウイルス感染症対策として、雇用の確保及び事業継続への支援にかかる経費のほか、感染防止や島内経済の回復に向けた対応に要する経費等を計上
- ・受診控えなどの新型コロナウイルス感染症の影響に伴う公的病院等への支援にかかる経費を計上
- ・普通建設事業及び災害復旧経費等を追加計上
- ・その他の経費については、人事異動等に伴う人件費の補正を計上するほか、新型コロナウイルス感染症の影響によるイベント等の中止に伴う経費の減額及び6月補正予算編成後の事由による必要な経費を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	51,893,138
補正額	1,520,971
累計予算額	53,414,109

3. 財源内訳

(単位：千円)

地方交付税	285,444
国・県支出金	1,157,892
(うち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	832,843)
繰入金	△1,177,605
繰越金	1,051,686
市債	167,432
その他	36,122

4. 主な補正項目

(単位：千円)

○雇用の確保及び事業継続への支援

(事業内容)

○【新規】人件費・雇用確保対策費（新型コロナ対策）【総務課】

補正額： 3,045 千円

- ・会計年度任用職員3名を雇用 ※人件費・一般管理費への計上分（共済費）含む

○緊急事業継続支援費（新型コロナ対策）【地域振興課】 補正額：133,650 千円

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が大きく減少している市内事業者に対し、事業継続の支援を行うために給付する市独自の支援金を増額

○感染防止への対応

(事業内容)

○【新規】トイレ洋式化事業（新型コロナ対策） 補正額： 30,162 千円

- ・市民の利用や子どもと接する機会の多い公共施設のトイレの衛生環境を改善するため、より感染リスクの低い洋式に改修（図書館・保育園など26施設）

○【新規】消防防災施設・設備整備費（新型コロナ対策）【消防本部】

補正額： 19,920 千円

- ・救急車両等の感染リスクを低減するための消毒用オゾンガス発生装置を購入
- ・消防職員の感染リスクを低減するため、両津消防署仮眠室の区画化整備を実施

○【新規】図書館パワーアップ事業（新型コロナ対策）【社会教育課】

補正額： 3,014 千円

- ・外出抑制時に在宅で過ごす時間を豊かにするため、図書館の蔵書を増やし、3密防止など感染機会を削減

○島内経済の回復に向けた対応

(事業内容)

○ 島民限定日帰り入浴促進事業（新型コロナ対策）【市民生活課】	補正額： 8,265 千円
・市内の日帰り入浴施設を半額で利用できるキャンペーンの第2弾を実施	
○ 県民限定宿泊施設利用促進事業（新型コロナ対策）【観光振興課】	補正額： 24,500 千円
・市内宿泊施設の宿泊料の2分の1（上限：大人6千円）を値引きする第2弾を実施	

○受診控えなどの新型コロナウイルス感染症の影響に伴う公的病院等への支援

(事業内容)

○【新規】病院補助事業【市民生活課】	補正額： 91,000 千円
・公的病院等運営費補助金	
○【新規】病院継続支援事業【市民生活課】	補正額： 20,000 千円
・病院継続支援事業補助金	

○普通建設事業の追加

(事業内容)

○ 相川地区認定こども園整備費【子ども若者課】	補正額： 39,820 千円
・土地造成工事費を追加	
○ 体育施設整備費【社会教育課】	補正額： 34,434 千円
・金井運動公園プール改修工事費（補正額：33,784千円）などを追加	

○災害復旧経費等の追加

(事業内容)

○【新規】小規模補助治山事業【農林水産課】	補正額： 3,000 千円
・小規模補助治山工事1箇所	
○ 小規模急傾斜地崩壊防止事業【建設課】	補正額： 22,000 千円
・小規模急傾斜地崩壊防止工事2箇所	
○ 農地農業用施設災害復旧事業【農林水産課】	補正額： 131,003 千円
* 農地単独災害復旧事業	11,140 千円
・農地農業用施設災害復旧工事2箇所、小規模災害復旧事業補助金37箇所	
* 令和2年災農地・農業用施設災害復旧事業	119,863 千円
・農地農業用施設災害復旧工事16箇所	
○ 林業施設災害復旧事業【農林水産課】	補正額： 56,000 千円
* 林業施設単独災害復旧事業	16,000 千円
・林業施設災害復旧工事28箇所	
* 令和2年災林業施設災害復旧事業	40,000 千円
・林業施設災害復旧工事2箇所	
○ 土木施設災害復旧事業【建設課】	補正額： 291,000 千円
* 土木施設単独災害復旧事業	36,000 千円
・道路橋りょう災害復旧工事28箇所、河川災害復旧工事5箇所	
* 令和2年災公共土木施設災害復旧事業	255,000 千円
・道路橋りょう災害復旧工事7箇所、県営事業負担金2箇所	

議案第117号

《令和2年度 佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 人事異動に伴う人件費の補正を計上

2. 予算規模	(単位：千円)
補正前の額	5,998,949
補正額	△ 1,335
累計予算額	5,997,614

3. 財源内訳	(単位：千円)
一般会計繰入金	△ 1,335

4. 補正項目	(単位：千円)
総務費	
一般管理費	△ 1,335

議案第118号

《令和2年度 佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）概要》

1 補正予算について

- ・ 人事異動等に伴う人件費の補正を計上
- ・ 前年度決算に伴う繰越金、保険料等負担金を計上

2 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	823,200
補正額	9,923
累計予算額	833,123

3 財源内訳

(単位：千円)

前年度繰越金の増額	8,227
一般会計繰入金の増額	1,232
後期高齢者医療広域連合人件費負担金	△54
過年度保険料等還付金	500
人間ドック結果登録補助金	18

4 補正項目

(単位：千円)

○総務費

- ・ 一般管理費（人件費）
- ・ 手数料（人間ドック受診結果データ管理手数料）

○後期高齢者医療広域連合納付金

- ・ 前年度保険料精算金

○諸支出金

- ・ 一般会計繰出金
- ・ 保険料還付金

議案第119号

《令和2年度 佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 人事異動等に伴う人件費の補正を計上
- ・ 前年度決算に伴う介護給付費の返還金等の補正を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	9,029,800
補正額	205,368
累計予算額	9,235,168

3. 財源内訳

(単位：千円)

一般会計繰入金	△12,802
繰越金	218,170

4. 補正項目

(単位：千円)

総務費	補正額：△9,313
地域支援事業費	補正額：△3,489
基金積立金	補正額：100,715
諸支出金	補正額：117,455

議案第120号

《令和2年度 佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 人事異動等に伴う人件費の補正を計上
- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業等の補正を計上
- ・ 前年度決算に伴う繰越金、一般会計繰出金の補正を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	466,100
補正額	22,205
累計予算額	488,305

3. 財源内訳

(単位：千円)

県支出金	10,390
寄附金	1,099
一般会計繰入金	△3,464
繰越金	14,180

4. 補正項目

(単位：千円)

特別養護老人ホーム費

- ・ 一般管理費 補正額： 8,025

諸支出金

- ・ 一般会計繰出金 補正額： 14,180

議案第121号

《令和2年度 佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 人事異動等に伴う人件費の補正を計上
- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の補正を計上
- ・ 前年度決算に伴う繰越金、一般会計繰出金の補正を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	636,100
補正額	25,362
累計予算額	661,462

3. 財源内訳

(単位：千円)

県支出金	10,130
一般会計繰入金	△3,784
繰越金	19,016

4. 補正項目

(単位：千円)

介護老人保健施設費

- ・ 一般管理費 補正額： 6,346

諸支出金

- ・ 一般会計繰出金 補正額： 19,016

議案第122号

《令和2年度 佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）概要》

【令和2年度補正予算（第2号）】

- ・ 人事異動等に伴う人件費の補正を計上
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の支給に係る補正増
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策として、医療機器・備品等の購入、トイレ洋式化改修に係る補正増

収益的収支 (単位：千円)

	病院事業会計		
	既決予定額	補正2号	補正後
収入	1,507,293	36,798	1,544,091
支出	1,956,179	△2,031	1,954,148
収支	△448,886	38,829	△410,057

	両津病院			相川病院		
	既決予定額	補正2号	補正後	既決予定額	補正2号	補正後
収入	1,130,600	29,882	1,160,482	376,693	6,916	383,609
支出	1,408,983	1,456	1,410,439	547,196	△3,487	543,709
収支	△278,383	28,426	△249,957	△170,503	10,403	△160,100

資本的収支 (単位：千円)

	病院事業会計		
	既決予定額	補正2号	補正後
収入	174,765	15,124	189,889
支出	59,483	15,124	74,607
収支	115,282	0	115,282

	両津病院			相川病院		
	既決予定額	補正2号	補正後	既決予定額	補正2号	補正後
収入	51,624	11,309	62,933	123,141	3,815	126,956
支出	25,342	11,309	36,651	34,141	3,815	37,956
収支	26,282	0	26,282	89,000	0	89,000

【両津病院】

- [補正額] ・ 収益的収入 29,882千円 ・ 収益的支出 1,456千円
 ・ 資本的収入 11,309千円 ・ 資本的支出 11,309千円
- [主な内容] ・ 給与費について、人事異動により看護師1名、技能士1名分を補正減
 ・ 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金147名分を補正増

【相川病院】

- [補正額] ・ 収益的収入 6,916千円 ・ 収益的支出 △3,487千円
 ・ 資本的収入 3,815千円 ・ 資本的支出 3,815千円
- [主な内容] ・ 給与費について、薬剤師1名が来年度からの採用を見込めるため、今年度予算の随時採用分を補正減
 ・ 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金69名分を補正増

議案第123号

《令和2年度 佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 人事異動に伴う人件費の補正を計上
- ・ 工事請負費等の増額に伴う収支の補正を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

・ 収益的収支

収入	補正前の額	2,743,039	支出	補正前の額	2,743,039
	補正額	△600		補正額	△9,555
	累計予算額	2,742,439		累計予算額	2,733,484

・ 資本的収支

収入	補正前の額	1,266,363	支出	補正前の額	2,028,320
	補正額	15,636		補正額	18,977
	累計予算額	1,281,999		累計予算額	2,047,297

3. 主な財源内訳（資本的収支）

(単位：千円)

- ・ 企業債 7,800
- ・ 国庫補助金 7,836
- ・ 補てん財源（損益勘定留保資金）充当 3,341

4. 主な補正内容

(単位：千円)

○ 収益的支出

- ・ 人事異動に伴う人件費 △9,555

○ 資本的支出

- ・ 人事異動に伴う人件費 1,805
- ・ 工事請負費 17,172

議案第124号

《令和2年度 佐渡市下水道事業会計補正予算（第1号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 人事異動に伴う人件費の補正を計上
- ・ 地方公営企業会計移行に伴う補正を計上
- ・ 公営企業会計適用債の増額補正を計上

2. 予算規模

・ 収益的収支		(単位：千円)			
収入	補正前の額	3,453,123	支出	補正前の額	3,412,157
	補正額	<u>△3,416</u>		補正額	<u>△43,001</u>
	累計予算額	3,449,707		累計予算額	3,369,156
・ 資本的収支		(単位：千円)			
収入	補正前の額	1,631,841	支出	補正前の額	2,413,084
	補正額	<u>7,600</u>		補正額	<u>99</u>
	累計予算額	1,639,441		累計予算額	2,413,183

3. 主な財源内訳（資本的収支）

(単位：千円)

- ・ 補てん財源（引継金）充当 64,227
- ・ 補てん財源（当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額）充当 3,362
- ・ 補てん財源（当年度損益勘定留保資金）充当 △75,090

4. 主な補正内容

(単位：千円)

○収益的収入

営業外収益

- ・ 他会計補助金：児童手当に係る一般会計繰入金の増額 200
- ・ 長期前受金戻入益：有形固定資産減価償却費の変更に伴う減額 △3,617

○収益的支出

営業費用・特別損失

- ・ 人事異動等に伴う人件費の減額 △3,332
- ・ 有形固定資産減価償却費の減額 △39,771

○資本的収入

企業債

- ・ 公営企業会計適用債の増額 7,600

○資本的支出

建設改良費

- ・ 人事異動等に伴う人件費の増額 99

追加議案目次

議案第125号	佐渡市立学校校内高速LAN等整備工事請負契約の締結について	1
議案第126号	令和元年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定について	2
議案第127号	令和元年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	3
議案第128号	令和元年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	4
議案第129号	令和元年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	5
議案第130号	令和元年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について	6
議案第131号	令和元年度佐渡市小水力発電特別会計歳入歳出決算の認定について	7
議案第132号	令和元年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算の認定について	8
議案第133号	令和元年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算の認定について	9
議案第134号	令和元年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	10
議案第135号	令和元年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	11
議案第136号	令和元年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	12
議案第137号	令和元年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	13
議案第138号	令和元年度佐渡市病院事業会計決算の認定につ	14

いて

議案第139号 令和元年度佐渡市水道事業会計決算の認定につ
いて

15

議案第125号

佐渡市立学校校内高速LAN等整備工事請負契約の締結について

下記のとおり契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 佐渡市立学校校内高速LAN等整備工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 158,400,000円
- 4 契約の相手方 新潟市中央区明石1丁目6-6
NECネットエスアイ(株)新潟支店
支店長 佐藤 俊一

令和2年9月4日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第126号

令和元年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度佐渡市一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月4日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第127号

令和元年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月4日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第128号

令和元年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月4日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第129号

令和元年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月4日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第130号

令和元年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月4日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第131号

令和元年度佐渡市小水力発電特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度佐渡市小水力発電特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月4日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第132号

令和元年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月4日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第133号

令和元年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月4日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第134号

令和元年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月4日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第135号

令和元年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月4日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第136号

令和元年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月4日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第137号

令和元年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月4日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第138号

令和元年度佐渡市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和元年度佐渡市病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月4日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第139号

令和元年度佐渡市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和元年度佐渡市水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月4日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）